

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する先端国際共同研究推進事業（ASPIRE）における対応について

2023年9月

国際部 先端国際共同研究推進室

1. 背景

若手研究者に対する専従緩和に関する検討が平成31年当初より内閣府、文部科学省でなされてきた。この度、令和2年2月12日付の競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせにより「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」が決定された。これに基づき、JSTにおいては「JST競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部により取りまとめられた。このJST実施方針に基づいて先端国際共同研究推進事業（ASPIRE）における実施方針を以下のとおり定める。

※参考資料

別紙1）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和2年2月12日付）

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

別紙2）プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（令和2年4月14日付）

URL : <https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

2. 先端国際共同研究推進事業（ASPIRE）における実施方針

「JST実施方針」を踏まえて以下のとおりとする。

（1）対象者

原則として以下の全てを満たす者とする。

- ① 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、JST競争的研究費事業によるプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの研究代表者等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- ② 自発的な研究活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満の者*
- ③ 研究活動を行うことを職務に含む者

なお、複数のプロジェクトで雇用される研究者についても、それぞれのエフォートの20%を上限として活動を認める。

※複数年事業への採択などにより1つの自発的な研究活動等が年度をまたがる場合、活動等の実施期間中に40歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」、または、「雇用されているプロジェクトの実施期間」のうち、先に終了する方の期間中は、本制度の利用を可能とする。

(2) 実施条件

「JST 実施方針」に定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- ① 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- ② 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- ③ 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする）

(3) 従事できる業務内容

「JST 実施方針」に定める内容どおり、上記(2)の全ての実施条件を満たす自発的な研究活動等とする。

(4) 研究機関における具体的な実施方法

「若手研究者の募集」、「申請方法」、「活動報告」及び「活動の支援、承認取消」等の各研究機関における具体的な実施方法については、「JST 実施方針」を踏まえ、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

(5) JST への報告について

本制度を利用して若手研究者が自発的な研究活動等を行う場合は、年次研究計画書様式 C「研究参加者一覧」において、対象者の備考欄に本制度を適用する旨および自発的な研究活動等を行うエフォート率※を記載し、JST 課題担当者まで提出する。

※ここで記載するエフォート率は、「年間の全仕事時間を 100 とした場合、そのうち当該研究において自発的な研究活動等を行う時間の配分率(%)」とする。

例:全仕事時間のうち当該研究に従事するエフォート率が 50%であり、そのうちの 10% (全仕事時間においては 5%)を自発的な研究活動に当てる場合、「5%」と記載する。

(6) 実施開始時期

令和 5 年度から導入

以上